

## 高山市広報広告掲載募集要項

### 1 概要

この事業は、市の資産を広告媒体として活用することにより自主財源を確保するとともに、民間企業等と協働しながら、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的として行うもので、高山市が発行する広報たかやま（以下「広報」という。）に掲載する広告主を募集するものです。

### 2 広告掲載に際しての前提条件

広報に広告を掲載するには、「高山市広告掲載要綱」（以下「要綱」という。）及び「高山市広報広告取扱要領」（以下「要領」という。）の規定に適合することが前提条件となります。

応募に際しては、あらかじめ「要綱」、「要領」及びこの「募集要項」の内容をご確認ください。

### 3 広告の規格等（広告を掲載する広報の種類、作成枚数等）

広告の規格等は、次の表のとおりです。

発行回数	年12回
広報の配布対象	市内各世帯、公共施設等
作成部数	402,000部（1回あたり33,500部）
広告の規格	大きさ：縦19.5cm×横1.0cm 印刷色：4色
広告の枠数	4枠
広告の場所	中面の左右部分
広告の掲載期間	広報たかやま令和6年4月号～令和7年3月号の12回発行分
広告の最低基準料金	36,000円／枠

### 4 募集期間

令和6年1月4日（木）から1月31日（水）まで（直接書類を持参し提出する場合及び申込フォームによる提出は最終日の午後5時15分まで、郵送による提出の場合は最終日の消印までを有効とします。）

### 5 広告掲載の申込要件

広告を掲載しようとする個人及び法人（法人以外の団体にあつては、当該団体の代表者。以下「申込者」という。）は、次の条件を満たす必要があります。

- (1) 個人にあつては、高山市内に住所を有すること。法人にあつては、本社（本部、事務局等含む。）又は営業所（支社、出張所等含む。）の所在地が高山市内にあること
- (2) 要綱第5条第1項に規定する業種又は事業者には該当しないものであること
- (3) 申込者に市税の滞納がないこと

(4) 暴力団員等若しくは暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと

## 6 申込方法

### (1) 提出書類および提出部数

次の①～③を各1部提出してください。

- ① 要領に定める高山市広報広告掲載申込書（別記様式第1号）
- ② 申込者の事業概要のわかる書面（パンフレット等）
- ③ 掲載しようとする広告の原稿

### (2) 提出先

高山市 市長公室 広報公聴課（本庁4階）

〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地

電話 0577-35-3134（直通）

ファクス 0577-35-3174

メール [kouhou@city.takayama.lg.jp](mailto:kouhou@city.takayama.lg.jp)

### (3) 提出方法

持参または郵送、申込フォーム（<https://logoform.jp/f/CjMTY>）

## 7 広告の審査及び資格者の決定

申込書等受理した提出書類を高山市広告審査委員会で審査し、申込者が広告掲載枠を購入する入札に参加することができる資格者（以下「資格者」という。）であるかどうかを決定し、その結果をお知らせします。

## 8 広告掲載枠の決定等

- (1) 資格者は、広告掲載枠の購入者（以下「広告主」という。）を決定するための入札に参加します。入札の詳細（開催日時、方法等）は、財務部契約管財課からお知らせします。なお、申込者数及び資格者数については公開しませんのでご了承ください。
- (2) 入札の結果により広告主を決定しお知らせします。

## 9 契約の締結等

広告主は、市と広告掲載枠の売買契約を締結します。

広告主は、売買契約締結後、市が指定する期日までに広告の原稿（電子データ）を市長公室広報公聴課に提出し、市が発行する納入通知書にて広告の掲載料金を納付してください。

## 10 その他注意事項

- (1) 広告枠の上部には「広告」と明記します。

- (2) 広報紙を市ホームページに掲載する際は、広告欄は掲載しません。
- (3) 指定する期日までに掲載料金を納付されなかったときは、広告の掲載を取り消すこととします。
- (4) 掲載料金は、返還しません。ただし、広告主の責めに帰さない事由により、広告が掲載できなかったときは、この限りではありません。
- (5) 掲載した広告に関する責任は、すべて広告主が負うものとします。
- (6) 広告の掲載内容を変更するときは、広報紙発行日の30日前までに掲載しようとする広告の原稿及び電子データを提出してください。

**【問合せ先】**

高山市広報公聴課

0577-35-3134（直通）

年 月 日

高山市広報広告掲載申込書

(あて先)高山市長

高山市広報広告取扱要領第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

広告の掲載にあたっては、高山市の広告掲載関連の規定を遵守します。また、この申込みの審査を行うにあたり、私の市税の納入状況を調査することを承諾します。

なお、申請にあたり、私は暴力団員等若しくは暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないことを宣誓し、必要に応じ、暴力団との関係について岐阜県警察本部に照会することを承諾します。

申込者	住所又は所在地		〒	—
	ふりがな 氏名又は名称			
	ふりがな 代表者職氏名		印	
	ふりがな 担当者氏名		部署	氏名
	連絡先	TEL		
		FAX		
		Eメール		
事業の概要		業種	内容	
備考				

※1 広告の原稿及び事業概要のわかる書面（パンフレット等）を添付してください。なお、掲載決定後には広告の完全原稿（電子データ）の提出が必要です。

※2 個人情報については、この広告掲載以外の目的には一切使用しません。

－ 参考 －

高山市広告掲載要綱（抜粋）

（基本的な考え方）

第3条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報とし、その広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性をもつものとする。

（広告の範囲）

第4条 次のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) その他広告媒体に掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告の範囲に関する基準は別表第1のとおりとし、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に基準を定めるものとする。

（規制業種又は事業者）

第5条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で風俗営業と規定される業種及び類似の業種
- (2) 消費者金融業
- (3) たばこの製造及び販売業
- (4) ギャンブルにかかるもの
- (5) 社会問題を起こしている業種及び事業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再生手続中又は更生手続中の事業者
- (8) 政治団体
- (9) 宗教団体
- (10) 各種法令に違反しているもの
- (11) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (12) その他市長が不相当であると認めるもの

2 前項に定めるもののほか、業種ごとの基準は別表第2のとおりとする。

(広告の責任等)

第8条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとし、広告掲載が適切でない場合は、市は広告の掲載を取り消すことができる。

2 広告掲載に必要な費用は、広告主又は広告代理店が負担するものとする。

(損害賠償)

第9条 広告主がその責めに帰すべき理由により市に損害を与えた場合は、市は広告主に対して損害額の賠償を求めるものとする。

別表第1 (第4条関係) 広告の範囲に関する基準

内 容	例 示 ○良い例 ×悪い例
<p>1 広告媒体に掲載しないもの</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの</p> <p>イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの</p> <p>ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの</p> <p>エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの</p> <p>オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの</p> <p>カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの</p> <p>キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの</p> <p>ク 社会的に不適切なもの</p> <p>ケ 国内世論が大きく分かれているもの</p> <p>(2) 消費者被害の未然防止予防及び拡大防止の観点から適切でないもの</p> <p>ア 誇大な表現(誇大広告)及び根拠のない表示や誤認を招くような表現</p> <p>イ 射幸心を著しくあおる表現</p> <p>ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの</p> <p>エ 虚偽の内容を表示するもの</p> <p>オ 法令等で認められていない業種・商法・商品</p>	<p>×「世界一」「一番安い」等(掲載に関しては、根拠となる資料を要する。)</p> <p>×「今が・これが最後のチャンス(今購入しないと次はないという意味)」等</p>

- カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- キ 責任の所在が明確でないもの
- ク 広告の内容が明確でないもの
- ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの

- ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。  
ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
- イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
- ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
- エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- オ ギャンブル等を肯定するもの
- カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

別表第2（第5条関係） 業種ごとの基準

項目名	内 容	例 示 ○良い例 ×悪い例
1 人材募集広告	(1) 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘や斡旋の疑いのあるものは認めない。 (2) 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。	
2 語学教室等	(1) 安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。	×「1か月で確実にマスターできる」等
3 学習塾・予備校等(専門学校を含む。)	(1) 合格率など実績を載せる場合は、実績年もあわせて表示する。	
4 資格講座	(1) 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。右記の主旨を明確に表示すること。 (2) 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。右記の主旨を明確に表示すること。 (3) 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。 (4) 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。	○「この資格は国家資格ではありません。」  ○「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」
5 病院、診療所、助産所	(1) 医療法(昭和23年法律第205号)の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。 (2) 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を広告してはならない。 (3) 提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告を行ってはならない (4) 広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される旨等その効果を推測的に述べることはできない。	



	<p>(5) 患者や医療従事者の主観によるものや客観的な事実であることを証明できない事項については、広告してはならない。</p> <p>(6) マークを用いることはできるが、そのマークが示す内容を文字等により併せて表記しなければならない。赤十字のマークや名称は自由に用いることができない。</p> <p>(7) 不明な点は、県の医療担当課へ確認する。</p>	<p>×患者の体験談の紹介 ×「理想的な医療提供環境です」等</p>
6 施術所(あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復)	<p>(1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。</p> <p>(2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。</p> <p>(3) 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設(整体院、カイロプラクティック、エステティック等)の広告は掲載できないため、業務内容の確認は必ず行う。</p> <p>(4) 不明な点は、県の医療担当課へ確認する。</p>	
7 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具(健康器具、コンタクトレンズ等)	<p>(1) 広告を掲載する事業者が、業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課へ広告内容について確認する。</p>	
8 いわゆる健康食品、保健機能食品、特別用途食品	<p>(1) 広告を掲載する事業者が、業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課及び食品担当課並びに消費者庁へ広告内容について確認する。</p>	

<p>9 介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等</p>	<p>(1) サービス全般(老人保健施設除く。)</p> <p>ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区分し、誤解を招く表現を用いないこと。</p> <p>イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。</p> <p>ウ その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。</p> <p>(2) 有料老人ホーム</p> <p>(1)に規定するもののほか、</p> <p>ア 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守すること。</p> <p>イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。</p> <p>ウ 有料老人ホームに関する不当な表示(平成16年公正取引委員会告示第3号)に抵触しないこと。</p> <p>(3) 有料老人ホーム等の紹介業</p> <p>ア 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。</p> <p>イ その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。</p>	<p>× 高山市事業受託事業者等</p>
<p>10 不動産事業</p>	<p>(1) 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。</p> <p>(2) 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。</p> <p>(3) 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従う。</p> <p>(4) 契約を急がせる表示は掲載しない。</p>	<p>× 「早い者勝ち、残り戸数あとわずか」等</p>
<p>11 弁護士・税理士・公認会計士等</p>	<p>(1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。</p>	
<p>12 旅行業</p>	<p>(1) 登録番号、所在地、補償の内容を明記する。</p>	

	(2) 不当表示に注意する。	×白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真等
13 通信販売業	(1) 返品等に関する規定が明確に表示されていること。	
14 雑誌・週刊誌等	<p>(1) 適正な品位を保った広告であること。</p> <p>(2) 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること及び不快感を与えないものであること。</p> <p>(3) 性犯罪を誘発・助長するような表現(文言、写真)がないものであること。</p> <p>(4) 犯罪被害者(特に性犯罪や殺人事件の被害者)の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。</p> <p>(5) タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。</p> <p>(6) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。</p> <p>(7) 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。</p> <p>(8) 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。</p>	
15 映画・興業等	<p>(1) 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは、掲載しない。</p> <p>(2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。</p> <p>(3) いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。</p> <p>(4) 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。</p> <p>(5) ショッキングなデザインは使用しない。</p> <p>(6) その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。</p>	

	(7) 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。	
16 古物商・リサイクルショップ等	(1) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。 (2) 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。	
17 結婚相談所・交際紹介業	(1) 結婚情報サービス協議会に加盟していること(加盟証明が必要)を明記する。 (2) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。	
18 調査会社・探偵事務所等	(1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。	
19 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織	(1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。 (2) 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及(批判、中傷等)するものは掲載しない。	
20 募金等	(1) 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。 (2) 右記の主旨を明確に表示すること。	○「〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。」
21 質屋・チケット等再販売業	(1) 個々の相場、金額等の表示はしない。 (2) 有利さを誤認させるような表示はしない。	×「〇〇〇のバッグ50,000円、航空券東京～福岡15,000円等
22 トランクルーム及び貸し収納業者	(1) 「トランクルーム」は国土交通省の規制に基づく適正業者(マル適マーク付き)であることが必要 (2) 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、右記の主旨を明確に表示すること。	○「当社の〇〇は、倉庫業法に基づくトランクルームではありません」等

23 ダイヤルサービス	(1) “ダイヤル Q2”のほか各種のダイヤルサービスは内容を確認のうえ判断する。	
24 ウィークリーマンション等	(1) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。	
25 規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告	(1) 第 5 条で定める規制業種に該当する企業による規制業種に関連するもの以外の内容の広告は、本基準に定める規制の範囲内でその掲載を認める。	
26 その他、表示について注意を要すること。	<p>(1) 割引価格の表示 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。</p> <p>(2) 比較広告(根拠となる資料が必要) 主張する内容が客観的に実証されていること。</p> <p>(3) 無料で参加・体験できるもの 費用がかかる場合がある場合には、その旨明示すること。</p> <p>(4) 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告 広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。連絡先については固定電話とし、携帯電話、PHS のみは認めない。法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。</p> <p>(5) 肖像権・著作権 無断使用がない</p>	<p>○「メーカー希望小売価格の 30%引き」等</p> <p>○「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります」等</p>
	<p>(6) 宝石の販売 虚偽の表現に注意する。(公正取引委員会に確認が必要)</p> <p>(7) 個人輸入代行業等の個人営業広告</p> <p>(8) アルコール飲料 ア 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。 イ 飲酒を誘発するような表現の禁止</p>	<p>×「メーカー希望価格の 50%引き」(宝石には通常、メーカー希望価格はない)等</p> <p>○「お酒は 20 歳を過ぎてから」等</p> <p>×お酒を飲んでいるまたは飲もうとしている姿</p>